

**引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる  
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

**939,041 千円**

(歳出) 社会保障施策に要する経費

**19,741,219 千円**

(単位:千円)

施策区分	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	91,587	5,939		35,712	49,936
	高齢者福祉事業	311,545	6,708		19,622	285,215
	障害者福祉事業	2,761,041	1,851,794		37,686	871,561
	児童福祉事業	1,494,543	507,839		42,672	944,032
	保育所事業	315,516	5,080		87,459	222,977
	児童措置費	6,875,819	4,124,960	408,900	296,817	2,045,142
	生活保護扶助事業	1,372,983	1,039,296		15,023	318,664
	災害復興支援事業	5,635	3,854			1,781
小計	13,228,669	7,545,470	408,900	534,991	4,739,308	
社会保険	国民健康保険事業	670,337	362,645			307,692
	介護保険事業	1,694,327	13,189			1,681,138
	後期高齢者医療事業	1,879,348	263,485		66,238	1,549,625
	小計	4,244,012	639,319	0	66,238	3,538,455
保健衛生	保健衛生事業	40,451	17,464			22,987
	母子保健給付事業	124,072	5,429		1,273	117,370
	救急医療対策事業	30,060			487	29,573
	保健センター事業	81,257			7,211	74,046
	病院事業	1,554,795			756	1,554,039
	地域医療・医師確保対策事業	9,708				9,708
	疾病予防対策事業	292,209	3,792			288,417
	保健活動事業	135,986	10,467		15,074	110,445
	小計	2,268,538	37,152	0	24,801	2,206,585
合計	19,741,219	8,221,941	408,900	626,030	10,484,348	
一般財源のうち社会保障財源化分					939,041	

※1 社会保障4経費とは、消費税法第1条第2項に規定する経費で、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと。

※2 上記経費は、事務費や事務職員の人件費を除いたもの。